

議案第 88 号

丹葉地方教育事務協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 号の 6 の規定により、丹葉地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 26 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、この規約の一部を変更するため必要があるからである。

## 丹葉地方教育事務協議会規約の一部を改正する規約

丹葉地方教育事務協議会規約（昭和28年規約第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「定めた者」を「定めた者、2人」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。）までは、なお従前の例による。

丹葉地方教育事務協議会規約の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委員)</p> <p>第8条 委員は、次のものをもってこれに充てる。</p> <p><u>(1) 関係市町 教育委員会の教育長</u></p> <p><u>(2) 関係市町教育委員会が、その協議により定めた者、2人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第8条 委員は、次のものをもってこれに充てる。</p> <p><u>(1) 関係市町 教育委員会の委員長</u></p> <p><u>(2) 関係市町 教育委員会の教育長</u></p> <p><u>(3) 関係市町教育委員会が、その協議により定めた者</u></p> <p>2 略</p>